松戸市国民健康保険条例及び松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例及び松戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別 紙のように定める。

平成23年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険及び介護保険の保険料に係る減免申請期限を変更することにより、東日本大震災、これに準ずる災害その他特別な事情により経済的に困窮した被保険者等を救済するため。

松戸市国民健康保険条例及び松戸市介護保険条例の一部を改正す る条例

(松戸市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 松戸市国民健康保険条例(昭和58年松戸市条例第21号)の一部を 次のように改正する。

第25条第2項中「納期限前7日(」の次に「同項第1号及び第3号の規定による保険料の減免を受けようとする者のうち市長が認めるもの並びに」を加える。

(松戸市介護保険条例の一部改正)

第2条 松戸市介護保険条例(平成12年松戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については」を削り、「納期限前7日」の次に「(同項各号の規定による保険料の減免を受けようとする者のうち市長が認めるものにあっては市長が定める日)」を加え、「、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松戸市国民健康 保険条例及び松戸市介護保険条例の規定は、平成23年3月11日以後に納期 限が到来する平成22年度以後の年度分の保険料について適用する。